

中小企業の皆様・金融機関の皆様へ

金融機関と信用保証協会が
協調支援することで
信用保証料が割引
される保証制度が創設されました。

協調支援型特別保証制度

詳しくは裏面へ

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。



岐阜県信用保証協会

保証料補助

適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します

【表 1】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率（％）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（％）	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担（％）	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※1 令和7年3月14日から令和8年3月31日までの補助率です（令和8年4月1日以降は補助率が異なります）
※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

【表 2】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率（％）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（％）	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担（％）	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

※1 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

制度概要

ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）
担保	必要に応じて徴求
保証人	必要に応じて徴求（法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない）
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	上記①の場合【表1】、②の場合【表2】を適用
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書（上記②の場合のみ）

本制度についてご不明な点がございましたら、当協会までお問い合わせください。
お問い合わせ先は、右記の二次元コードをご利用ください。

